

## 郡山女子大学・郡山女子大学短期大学部 障がい学生支援委員会 規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、郡山女子大学・郡山女子大学短期大学部（以下「本学」という。）における障がい学生支援委員会（以下「委員会」という。）の組織および運営に関して必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この規程において、障がいのある学生とは、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）その他の心身の機能の障がいがあり、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある学生をいう。

### (目的)

第3条 委員会は、本学において障がいのある学生に対し不当な差別的取り扱いがなされることにより、学生の権利利益を侵害することのないよう、全学的な障がい学生支援の推進を図るとともに、障がい学生支援に関係する部署間の調整を行ない具体的な支援計画を策定することを目的とする。

### (審議)

第4条 委員会は、次に掲げる事項に関し審議する。

- (1) 支援の申し出に関する事項
- (2) 具体的な支援に関する事項
- (3) 支援に関係する部署間の調整に関する事
- (4) 支援体制に関する事項
- (5) 施設・設備の整備に関する事項
- (6) その他障がい学生の修学支援に関し必要と認める事項

### (構成)

第5条 委員会は、次にあげる委員をもって構成する。

- (1) 各学科・専攻を代表する者。
- (2) 保健室を代表する者
- (3) 相談室を代表する者
- (4) 教務委員会を代表する者
- (5) 学生生活委員会を代表する者
- (6) 就職委員会を代表する者
- (7) 学生募集・入学委員会を代表する者
- (8) その他委員会が必要として理事長（学長）が認めた者。

(任期)

第6条 委員会の委員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。また、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第7条 委員会に委員長および副委員長を置き、委員会を主宰する。

- 2 委員長および副委員長は理事長（学長）により任命される。
- 3 副委員長は、必要に応じて委員長の職務を代行する。

(運営)

第8条 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。但し、委員長への委任状の提出を以て出席に代えることができる。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は委員長の決するところとする。
- 3 委員会が必要と認めた場合は、委員以外の出席を求めることができる。
- 4 委員会は議事録を作成する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附則

- 1 この規程の改廃は、委員会の意向を以て理事会が定める。
- 2 この規程は、平成28年4月1日から施行する。